

平成22年11月19日

各 位

株式会社 みなと銀行

## 人民元建て貿易決済業務の取扱開始について

株式会社 みなと銀行（頭取 尾野俊二）は、お取引先の人民元建て貿易決済に対するニーズにお応えするため、平成22年11月22日より、人民元建て貿易決済業務の取扱を下記の通り開始いたしますのでお知らせします。

### 記

#### 1．経緯・目的

平成22年6月に中国当局が発表した人民元建て貿易決済に関する規制緩和措置により、日本・中国間の貿易決済における人民元建て取引の拡大が予想されます。

これらのお取引ニーズにお応えするため、人民元建て貿易決済業務の取扱を開始いたします。

#### 2．取扱開始日

平成22年11月22日（月）

#### 3．取扱業務

- (1) 人民元建て外国送金（仕向送金、被仕向送金）
- (2) 人民元建て輸入信用状開設、人民元建て輸出手形取立
- (3) 貿易決済を目的とした人民元建て外貨普通預金口座開設

なお現状では、仕向送金は中国国内で人民元建て取引を認められた企業との貿易決済に限り取扱ができるなど、中国政府等の諸規制がありますので、お取引相手（中国企業）に十分ご確認いただきますようお願い致します。また、お取引を行なうには様々な条件がございます。詳しくは、お取引店にご相談下さい。

以上

本件に関するお問い合わせ先  
企画部 調査広報室 中島 TEL:078-333-3247